日調連発第１０９号
平成２８年７月２２日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

「法定相続情報証明制度」（仮称）の新設について（お知らせ）

標記制度の新設については、既に報道されているところですが、相続登記を促進するための新たな制度であり、法務省民事局において、今後更に検討し、平成29年度の運用開始を目指すこととされておりますので、別添のとおり本月５日付けの法務省報道発表資料を参考までに送付します。

別添

報道発表資料

法務省 Ministry of Justice

平成２８年７月５日
法務省民事局

「法定相続情報証明制度」（仮称）の新設について

相続登記が未了のまま放置されることは，いわゆる所有者不明土地問題や空き家問題を生じさせる大きな要因の一つであるとされ，本年６月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2016」，「日本再興戦略2016」及び「ニッポン一億総活躍プラン」でも，政府として相続登記の促進に取り組むこととされています。

そこで，法務省民事局では，相続登記を促進するための新たな制度として，「法定相続情報証明制度」（仮称）を新設することとします。

【現状】

① 相続が発生した場合，被相続人名義の預金の払戻しは，当面の出費の確保のため比較的早期に行われる傾向にあるが，被相続人名義の不動産の相続登記は，そのメリットが見えにくいため，後回しにされがち

② 相続人は，遺産（不動産や預金等）に係る相続手続に際し，登記所や金融機関に対して，被相続人が生まれてから亡くなるまでの戸籍関係書類等一式を全て揃えた上で，同じ書類を管轄の異なる登記所や各金融機関にそれぞれ提出しなければならず，煩雑で手間がかかる。

③ 金融機関等においては，そもそも戸籍関係書類等一式を読み解いて相続人を特定することや，書類が足りない場合に再提出を相続人に求めることなどに多くの手間がかかっており，しかもこれらは１人の被相続人に対して複数の金融機関等で重複して行われているため，膨大な社会的コストが発生

【新制度】

そこで，法務省民事局では，相続手続全体の利便性を向上させ，その社会的コストの低減を図ることを通じて，相続登記を促進するため，不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号）を改正し，「法定相続情報証明制度」（仮称）を新設することとします（別紙）。

金融機関等とも引き続き詳細を詰めつつ，法務省民事局において今後更に検討し，平成２９年度の運用開始を目指すこととといたします。

（問い合わせ先）　民事局民事第二課
電話　０３－３５８０－４１１１（内線２４３７）

別紙

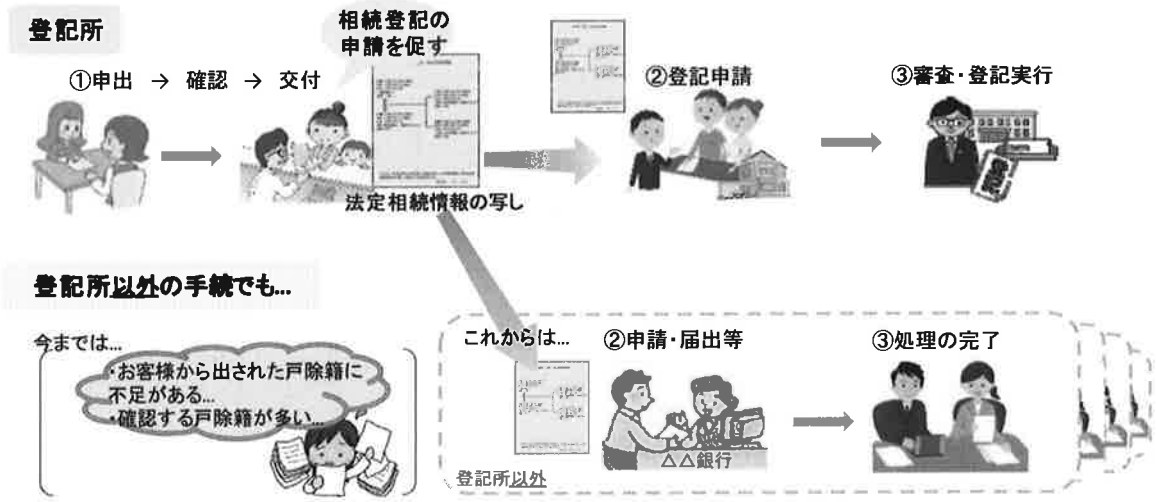
<新制度の概要>

- 相続人が登記所に対し，以下を提出
  1. 被相続人が生まれてから亡くなるまでの戸籍関係の書類等
  2. 上記１．の記載に基づく法定相続情報（被相続人の氏名，本籍，住所，生年月日及び死亡年月日並びに相続人の氏名，本籍，住所，生年月日，続柄及び法定相続分の情報）
- 登記官が上記の内容を確認し，証明文付きの法定相続情報の写し（別添）を交付

⇩

- ✓ 相続財産たる不動産に管轄登記所が異なるものがある場合，上記の写しを添付すれば，相続登記の申請が可能
- ✓ 被相続人名義の預金の払戻し等，他の相続手続の提出書類に使うことも可能

<想定する手続の流れ>



<効果>

- 相続が発生した場合には，まず登記所に来てもらい，この法定相続情報証明制度を利用してもらうことで，来庁した相続人に相続登記の必要性を説明する機会が生まれ，相続登記の申請を促すことが可能となる。
- 相続人にとって，同じ戸籍関係書類等一式を色々な窓口へ何度も揃えて出し直す必要がなくなり，相続登記の申請やその他の相続手続が簡便となる。
- 登記所や金融機関等における相続人の特定に係る作業の重複が排され，我が国における相続関係手続全般の社会的コストが削減される。

別添

（注：現在検討中の案）

被相続人法務太郎法定相続情報

登記記録上の住所
　　〇市〇町〇番地
本籍　〇県〇市〇町〇番地
住所　〇市〇町〇番地
出生　昭和〇年〇月〇日
死亡　平成２８年４月１日
（被相続人）
法　務　太　郎

本籍　〇県〇市〇町〇番地
住所　〇市〇町三丁目４５番６号
出生　昭和〇年〇月〇日
（妻：法定相続人　相続分10分の5）
法　務　花　子

本籍　〇県〇市〇町〇番地
住所　〇郡〇町〇３４番地
出生　昭和４５年６月７日
（長男：法定相続人 相続分10分の1）
法　務　一　郎

本籍　〇県〇市〇町〇番地
住所　〇市〇町三丁目４５番６号
出生　昭和４７年９月５日
（長女：法定相続人 相続分10分の1）
相　続　促　子

本籍　〇県〇市〇町〇番地
住所　〇市〇町五丁目４番８号
出生　昭和４８年１０月７日
（次男：法定相続人 相続分10分の1）
法　務　二　郎

本籍　〇県〇市〇町〇番地
住所　〇郡〇町〇〇４５番地
出生　昭和５０年１１月２７日
（三男：法定相続人 相続分10分の1）
登　記　　進

本籍　〇県〇市〇町〇番地
住所　〇市〇町三丁目２２番２８号
出生　昭和５９年３月２２日
（次女：法定相続人 相続分10分の1）
法　務　和　音

これは，平成〇年〇月〇日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報の写しであることを証明する。

登記官　〇〇　〇〇　職印

注）本書面は，被相続人の戸除籍の記載に基づくものである。